

相模原市監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年11月24日に実施した環境経済局資源循環部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年12月24日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成22年12月13日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

廃棄物政策課の相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する規則等に基づく事務処理において、旧様式を使用していた不適切な事例につきましては、市のホームページに新様式を掲載し、すべて新様式で対応するように改めました。

また、平成22年4月以降に使用していた旧様式については、規則から委任されて作成した様式集において経過措置として有効である旨を定めました。

今後の条例、規則改正の事務にあたりましては、その重要性を再認識し、事務スケジュール等を明確に記した「進行管理票」を作成し、部内各事業所等への周知の徹底を図ることにより、事務を遅延なく執行できるよう体制の強化を図ります。

(参考)

環境経済局資源循環部の定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成22年11月24日

2 監査の結果（抜粋）

資源循環部における一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を調査したところ、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）及び同条例等施行規則（昭和47年相模原市規則第16号）が一部改正により平成22年4月1日から施行され、同施行規則の第63条で書類の様式は別に定めると規定されているにもかかわらず、改正前の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年相模原市規則第16号）の様式がそのまま使用されている不適切な事例が見られた。

規則等に定める書類の様式は、規則等と一体を成すものであり、条例の目的達成に向けた取組の徹底を図るため、事務処理体制を見直し、適正な事務の執行に努められたい。